

議案第4号

目黒区災害対策本部条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和5年2月16日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

目黒区災害対策本部条例の一部を改正する条例

目黒区災害対策本部条例（昭和38年6月目黒区条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、規則で定めるところにより、本部に部を置く。

第2条第2項中「おく」を「置く」に改め、同条第3項中「本部長室及び」を削り、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 規則で定める部に副部長を置く。

第3条第1項中「災害対策本部長（以下「本部長」という。）」を「本部長」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 副部長は、部長を補佐し、部長に事故のあるときは、その職務を代理する。

付 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

（説明） 目黒区災害対策本部の組織を見直すため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。